

新築定住宅地を無償提供

町の移住・定住施策の一環として、白糠町に住宅を建築する方に町有地を無償で提供します。

もとおべがわ

● 炭辺川沿団地(下水道処理区域外です)

白糠町西4条北2丁目3番地内



● 番地、地目および面積(一般住宅用6区画、共同住宅用2区画)

- | | | | | | |
|---|-------|----|---------|-----------|------|
| ① | 3番地19 | 宅地 | 481.73㎡ | (145.72坪) | |
| ② | 3番地20 | 宅地 | 481.75㎡ | (145.72坪) | |
| ③ | 3番地21 | 宅地 | 481.74㎡ | (145.72坪) | |
| ④ | 3番地22 | 宅地 | 481.73㎡ | (145.72坪) | |
| ⑤ | 3番地23 | 宅地 | 481.75㎡ | (145.72坪) | |
| ⑥ | 3番地26 | 宅地 | 466.26㎡ | (141.04坪) | |
| ⑦ | 3番地27 | 宅地 | 466.26㎡ | (141.04坪) | 共同住宅 |
| | 3番地28 | 宅地 | 466.26㎡ | (141.04坪) | |
| ⑧ | 3番地29 | 宅地 | 466.26㎡ | (141.04坪) | 共同住宅 |
| | 3番地30 | 宅地 | 466.26㎡ | (141.04坪) | |
- ※①～⑥は一般住宅用地です。⑦と⑧は共同住宅用地となります。

● 対象条件

- ・住宅等(共同住宅を含む)を新築して10年以上居宅すること。
- ・1戸当たりの床面積が25㎡以上であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および破壊活動防止法に規定された者ではないこと。
- ・投機目的等による譲渡をしないこと。
- ・町税等の未納がないこと。

● 受付期間

9月1日(水)～10月15日(金)

● 申込方法

「白糠町定住宅地の無償譲渡申込書」および「住宅建築計画」「誓約書」「住民票の謄本1通(法人の場合は、登記事項証明書謄本)」を合わせて、役場企画財政課契約管財係(役場2階11番窓口)へ提出してください。

「白糠町定住宅地の無償譲渡申込書」などの必要書類は、役場企画財政課契約管財係(役場2階11番窓口)に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードすることができます。

● 審査および譲渡候補者の決定について

提出書類等を審査し、譲渡候補者を決定します。同一区画に複数の申込者がいる場合は、抽選により譲渡候補者を決定します。

● 所有権移転までの流れ

土地の譲渡契約締結後の翌年末までに住宅を建築してください。入居後、白糠町に無償譲渡の申請をし、所有権の移転となります。※所有権の移転にかかる費用は、譲渡候補者の負担となります。

● 新築住宅の固定資産税を減額します

町内に住宅を新築・取得した方(法人も含む)の一般住宅と認定長期優良住宅の区分により、3年間から5年間の固定資産税を減額します。



問合せ先/企画財政課契約管財係 ☎ 2-2171 (内線237・238)